

V これまでの10年、これからの10年

(財) 横浜市男女共同参画推進協会理事 (統括本部長) 桜井陽子

- 1 男女共同参画社会基本法のもとでの女性関連施設の10年
- 2 第2ステージとはなにか。
- 3 課題解決型事業とはどのようなものか。
- 4 多様な主体との協働・連携とはどのような方法か。
- 5 第3次男女共同参画基本計画について。

関連年表

- 1995年 第4回世界女性会議 (北京会議)
1999年 「男女共同参画社会基本法」公布・施行
2000年 「男女共同参画社会基本計画」策定
2005年 「男女共同参画社会基本計画」(第2次)策定
2008年 「地域における男女共同参画の推進の今後のあり方について」報告
2010年 「男女共同参画社会基本計画」(第3次)策定予定

男女共同参画社会基本法

(前文)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、喫緊の課題となっている。

(定義)

第2条

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。